

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和5年第3回宮城県気仙沼警察署協議会
開 催 日 時	令和5年10月23日（月） 午後2時00分から 午後4時05分まで
開 催 場 所	宮城県気仙沼警察署大会議室
出 席 者 等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席委員～ 清水敏也会長 熊谷敬一郎副会長 川村律子委員 菅原敬子委員 菅原生子委員 佐藤梨華委員</li> <li>・ 欠席委員～ なし</li> </ul> <p>2 警察署側</p> <p>署長 副署長 会計課長 警務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 交通課課長代理 警備課長</p>
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

## 別紙

### 1 報告事項

#### (1) 管内の治安情勢等について

刑事課長及び交通課長から、令和5年9月末現在における刑法犯認知件数や交通事故発生件数等の管内の治安情勢について説明がなされた。

##### 【委員】

一部地域では、高齢者の交通手段の一環としてデマンド交通を運用しているが、事前登録や予約の手間が高齢者にとって利用のハードルを上げている面があり、もっと利用しやすい公共交通が充実すれば高齢者の免許自主返納等も進むと思う。

##### 【交通課長】

デマンド交通自体は自治体の運用となるが、自治体や関係機関で構成する気仙沼地域公共交通会議に警察も参加していることから、そうした会議の場において警察署協議会委員からの意見として伝えたいと思う。

##### 【委員】

自転車利用者のヘルメット非着用など、基本的な交通ルールが浸透していない実態があり、いかに啓発していくかが課題と考える。

##### 【交通課長】

自転車利用者に向けた広報啓発活動については、小中学生や高校生のほか、外国人等を対象とした安全教室の開催、交番・駐在所勤務員による地域や職場での広報活動等を実施しており、今後も効果的な活動を推進したい。

##### 【委員】

刑法犯の認知状況における宮城県全体の特徴と気仙沼警察署管内の特徴の差異等があれば教えてもらいたい。

##### 【刑事課長】

刑法犯の認知状況については、昨年から増加傾向にあることや全罪種に占める個々の罪種の比率など、県全体と当署管内に大きな差異はなく、気仙沼独特の犯罪の地域特性といったものは認められない。

共通する特徴として窃盗犯における万引きの増加があり、原因は一概には言えないが新型コロナウイルスの5類移行に伴う商業施設等への人流の増加が一因と考えられる。

##### 【署長】

犯罪発生傾向に関する中長期的な変化としては、窃盗犯における侵入盗の割合が減少している点が挙げられ、近年は、家屋等への侵入といったリスクを冒す必要もなく高額商品等を万引きで入手し、ネット上で売却するようなやり方が増えている。

##### 【委員】

昨年、地元の複数の寺院で盗難被害があり、そのうち一つの寺院では被害届を出しているが、他の寺院については不明であるところ、被害の疑いがある場合には警察への届出を行った方が良いのか。

##### 【刑事課長】

被害を把握した場合には速やかに警察へ被害申告をしていただきたい。

なお、委員御指摘の事案は、昨年夏頃に当署管内で発生した寺院対象の連続窃盗と思料されるが、本件については複数の寺院から被害申告を受け、現在も継続捜査中となっている。

(2) 特殊詐欺の現状と対策について（生活安全課長）

生活安全課長から、令和5年9月末現在における管内の特殊詐欺認知状況や被害抑止対策等について説明がなされた。

【委員】

地元防犯協会では、年金支給日に金融機関で警戒を行い、高齢者を対象に詐欺被害防止等の広報啓発を進めており、今後も被害防止に向け活動を継続したい。

【委員】

最近、パソコンやスマートフォンなどインターネットを悪用した詐欺行為が横行しているが、高齢者の間でもスマートフォン保有者が増えており、機能や操作方法の知識がないために被害に遭うケースもあると思われるので、スマートフォン教室の開催など、高齢者の被害を防止する取組が必要と思う。

【生活安全課長】

スマートフォン教室については、携帯電話事業者が開催しているが、警察でもインターネット利用犯罪に対する被害防止教室の開催など、要請があれば積極的に応じる態勢を取っている。

【署長】

警察では、昔は発生した犯罪の検挙に重点を置く傾向があったが、近年では、検挙と同等以上に被害の未然防止を重要視しており、そのための方策として各種防犯教室等も積極的に取組んでいるので活用してもらいたい。

【委員】

気仙沼警察署管内の特殊詐欺の実態について、被害件数も被害総額も意外に少なく感じるが、中には、家族や周囲をはばかりて被害届を出さない方もいるのではないかと。

【生活安全課長】

委員御指摘のとおり、様々な事情で被害申告をちゅうちょする方もいると思われる。

警察では、金融機関やコンビニエンスストア等の協力による声かけや特殊詐欺の予兆に関する広報の徹底等を通じて未然防止を図ると同時に、実際に被害に遭われた場合には、なるべく早く被害事実気づいて周囲や警察に相談するよう様々な機会を通じて啓発活動を行うなど、被害を埋もれさせることのないよう努めている。

【委員】

気仙沼警察署管内での特殊詐欺の特徴などあれば教えてもらいたい。

【生活安全課長】

管内での特殊詐欺の特徴としては、被害者と直接対面して金品等をだまし取るタイプの犯行はほぼ無く、大半が電話やSNSで被害者を誘導し、ATMで入金させたり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入させる等の手口となっている。

【委員】

対面するタイプの特殊詐欺が少ない理由として何が考えられるか。

【生活安全課長】

対面型の特殊詐欺は、犯人が現場から逃走するため公共交通機関等を利用することが多く、交通の利便性の高い大都市圏での発生が多くなっており、当署管内は地理的及び交通的条件から、犯人側が速やかな逃走は困難と見ている可能性がある。

【委員】

詐欺被害防止対策として、自治体等の発行する広報誌に掲載するのも有効と思う。

小まめに広報誌を読んでいる高齢者が多いので、詐欺の実例等を挙げ、実感として詐欺の危険性が分かる内容にすれば効果も期待できる。

**【委員】**

パソコンやスマートフォンに詐欺と見られるメールが頻繁に入るが、これらメールをそもそも送信不能にするような仕組みを警察で作ることはできないのか。

**【署長】**

送信を規制できれば特殊詐欺被害も減少する可能性があるが、通信の自由という観点から送信自体を規制することは困難で、実現には立法措置等を要すると思われる。

**2 協議事項**

令和5年度下半期速度取締り指針の策定について

交通課長から、管内における交通事故発生状況の分析結果とそれに基づく令和5年度下半期速度取締り指針の策定案について説明がなされた。

**【委員】**

速度取締り指針に基づく取締りを行うことで、実際に重点地域における交通事故が減少した等の具体的成果は確認されているのか。

**【交通課長】**

実施前後で事故発生件数に差異があり、実施後は数字として減少が認められることから、効果ありと認識している。

**【委員】**

資料に具体的な減少数等を盛り込めば、より効果が理解できるのでお願いしたい。

また、違反者に対しては取締りも重要だが、そもそも違反をさせないよう事故多発地域でのパトカーによる警戒強化など、注意喚起にも注力すべきではないか。

**【署長】**

交通事故抑止のため、警察では、交通指導取締りのほか、交通安全教育や交通環境の整備など様々な施策をバランスを取りながら実施しており、決して取締りに偏重することなく必要と認められる手段方法により実施しているので、御理解願いたい。

**【委員】**

指針案の取締り重点時間には、正午前後の時間帯が含まれていないが、この時間帯には取締りを行わないのか。

**【交通課長】**

本指針案における取締りの重点時間帯は、あくまでも重点とする時間を示したものであり、当該時間帯以外には取締りを行わないという意味ではない。

また、本指針案は速度取締りに関するものであり、その他の違反に対する取締りは本指針案に関わりなく行っている。

**【委員】**

国道等の幹線道路において、非常に低速で走行している車両を見かけることがあるが、余りにも低速の場合には何らかの違反となるのか。

また、こうした運転をするのは高齢者が多いが、運転技能や判断力の衰え等が原因であれば、運転免許の自主返納を促すべきではないか。

**【交通課長】**

一般道については、標識で最低速度が示されていない限り、最低速度違反はない。

東北自動車道等の高速自動車国道では、法定の最低速度が毎時50kmとされているので、これを下回る速度で走行すれば最低速度違反となる。

また、三陸自動車道については、法定の最低速度は定められていない。

運転免許の自主返納について警察では積極的に取り組んでおり、運転操作が不安な高齢者の方などいる場合、警察に通報してもらえれば本人との面接等を通じて実態把握の上、必要に応じて自主返納を促すなどしている。

※ 令和5年度下半期速度取締り指針案については、出席委員による採決の結果、全員の賛成を受け原案のとおり承認された。

### 3 事務連絡

#### (1) 警察署協議会代表者会議について（警務課長）

宮城県警察本部では、毎年1回、各警察署協議会の代表者を招いて会議を開催しているところ、今年は、10月25日に開催されることとなり、各委員の都合等を勘案した結果、当署からは、菅原生子委員に出席していただくこととなったので報告する。

#### (2) 次回の開催予定について（警務課長）

次回の警察署協議会については、令和6年2月頃を予定しており、後日、詳細について連絡をする。